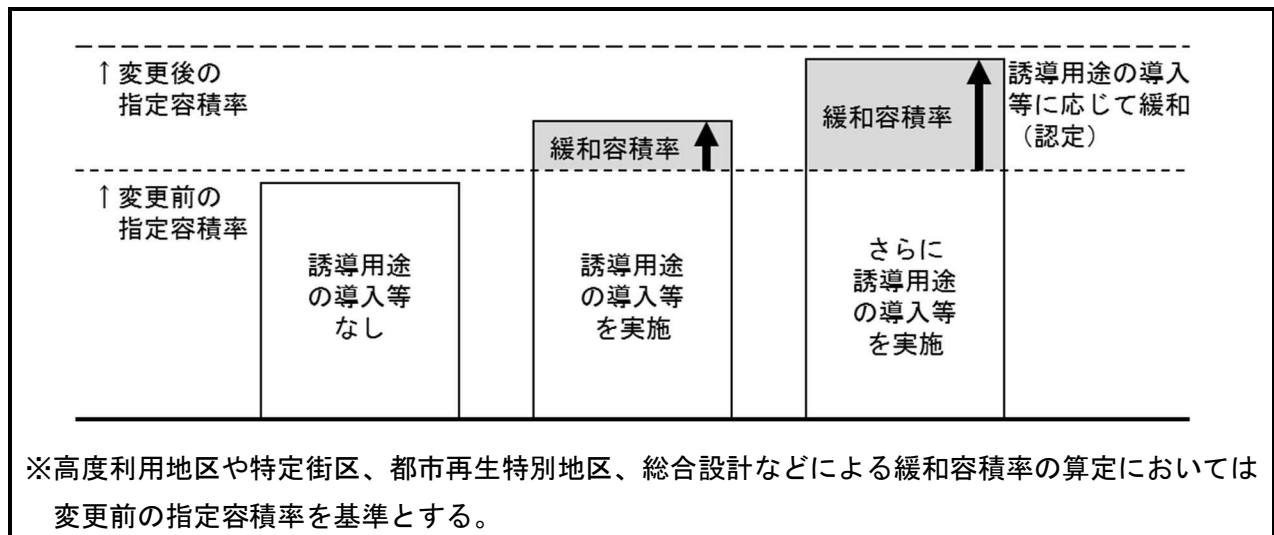


都心部における新たな都市機能誘導施策について

(1) 概要

リニア中央新幹線の開業により形成されるスーパー・メガリージョンのセンターとして、名古屋大都市圏の中核にふさわしい都市機能の増進と土地の高度利用を図るため、都心部において用途地域で定める指定容積率を変更するとともに地区計画を定め、**誘導用途の整備**や**公共貢献の実施**などの一定の要件を満たす開発を市が認定し、変更後の指定容積率を上限として容積率を緩和する。



(2) 緩和要件の概要

- ・ 100%以下の緩和…低層階店舗などの誘導用途の導入や緑化などの比較的簡易な内容を要件とし、歩行者回遊性の向上と面的な賑わいの形成を図る。
- ・ 100%超の緩和…上記のほか、広域・拠点的な誘導用途の導入や公共貢献などを要件とし、拠点性や国際競争力の強化を図る。

誘導用途	圏域の魅力向上や国際的なビジネス環境の強化に資する広域的な拠点施設及びまちの魅力や利便性の向上に資する日常生活施設。
	例) 劇場、美術館、MICE 施設、イノベーション施設、ハイグレードホテル、高品質オフィス、低層階店舗（1階） など
公共貢献	来訪者の利便性や安全性、都市の魅力を向上させるなど、市街地環境の整備改善に資する取り組み。
	例) 緑化率20%以上の確保、地域冷暖房の整備、帰宅困難者対策、雨水流出抑制、空地の整備、敷地の集約化 など

(3) スケジュール

令和2年に都市計画決定及び地区計画条例を改正。

用途地域（容積率）・地区計画の決定及び変更概要

